

新潟県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第13号

新潟県税規則等の一部を改正する規則

(新潟県税規則の一部改正)

第 1 条 新潟県税規則 (昭和34年新潟県規則第63号) の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 証紙徴収の方法又は条例第69条の2に規定する方法により徴収される自動車税の賦課徴収</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 条例第66条の規定による自動車税の税率の特例に係る決定及び告示</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第 9 条 徴収金 (条例第69条第 1 項、第69条の 2 若しくは第91条第 1 項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の 6 第 2 項に規定する特定徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。</p>	<p>(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自動車税の環境性能割の賦課</p> <p>(4) 自動車税の環境性能割の徴収 (条例第58条に規定する方法による徴収に限る。)</p> <p>(5) 証紙徴収の方法又は条例第69条の 2 に規定する方法により徴収される自動車税の種別割の賦課徴収</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 条例第66条の規定による自動車税の種別割の税率の特例に係る決定及び告示</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第 9 条 徴収金 (条例第58条、第69条第 1 項、第69条の 2 若しくは第91条第 1 項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の 6 第 2 項に規定する特定徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。</p>

(自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告)

第10条 法第11条の10第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の納付通知書を受け取った日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。

(納税等の証明書の効力)

第33条 条例第15条第1項第1号の証明書は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合は、充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

第63条 (略)

第64条から第76条まで 削除

(自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告)

第10条 法第11条の10第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の種別割の納付通知書を受け取った日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。

(納税等の証明書の効力)

第33条 条例第15条第1項第1号の証明書は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税の種別割を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合は、充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第164条第6項及び第165条第2項の規定による自動車税の環境性能割額

及びこれに係る徴収金

(5) (略)

(6) (略)

第63条 (略)

第64条から第73条まで 削除

(譲渡担保財産に係る環境性能割の納税義務の免除の承認等の通知)

第74条 知事は、法第164条第2項の申告又は同条第6項の申請があつた場合において、これに対し徴収金の納税義務の免除の承認又は不承認の決定をしたときは、申告者又は申請者にその旨を通知するものとする。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納付義務の免除の承認等の通知)
第75条 知事は、法第165条第2項の申請があつた場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(条例第63条第1項第1号又は第2号の期間)

第76条 条例第63条第1項第1号の規定による知事が定める期間は1月とし、同項第2号の規定による知事が定める期間は6月とする。

(種別割の不均一課税承認申請等)

第79条 (略)

(種別割に関する報告)

第80条 (略)

(中古自動車販売業者に係る自動車税(種別割)減免申請書の添付書類)

第81条 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 種別割の賦課期日後、申請を行う時までに減免を受けようとする自動車を売却等により商品として所有しないこととなつた場合は、当該事実を証する書類

2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
自動車税(種別割)の第二次納付義務に係る納付義務免除の申告書	(略)	(略)

(自動車税の不均一課税承認申請等)

第79条 (略)

(自動車税に関する報告)

第80条 (略)

(中古自動車販売業者に係る自動車税減免申請書の添付書類)

第81条 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 自動車税の賦課期日後、申請を行う時までに減免を受けようとする自動車を売却等により商品として所有しないこととなつた場合は、当該事実を証する書類

2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
自動車税の第二次納付義務に係る納付義務免除の申告書	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
自動車税納税証明書	(略)	(略)	(略)
自動車税納税証明書 (一般用)	(略)	(略)	(略)
自動車税納税証明書 (証紙徴収時用)	(略)	(略)	(略)
(略)			
納付(納入)書(自動車税納税通知書用)	(略)	(略)	(略)
(略)			
減免申請書	条令第24条第2項、第37条第2項、第56条の14第2項、第72条第2項(定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	(略)	(略)
自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	(略)	(略)	(略)
自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	条令第73条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
自動車税(種別割)納税証明書	(略)	(略)	(略)
自動車税(種別割)納税証明書(一般用)	(略)	(略)	(略)
自動車税(種別割)納税証明書(証紙徴収時用)	(略)	(略)	(略)
(略)			
納付(納入)書(自動車税(種別割)納税通知書用)	(略)	(略)	(略)
(略)			
減免申請書	条令第24条第2項、第37条第2項、第63条第2項(同条第1項第1号及び第2号に係る自動車の取得に限る。)、第56条の14第2項、第72条第2項(定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	(略)	(略)
自動車税(環境性能割)減免申請書(救急自動車等減免用)	条令第63条第2項(同条第1項第3号に係る自動車の取得に限る。)	別記第49号様式	(略)
自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等減免用)	(略)	(略)	(略)
自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(身体障害者等減免用)	条令第63条第2項(同条第1項第4号に係る自動車の取得に限る。)	及び第73条第2	(略)

害者等減免用)	項 (証紙徴収の方法によって徴収されるものに限る。)
自動車税(種別割)減免申請書(構造変更車減免用)	(略)
自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(構造変更車減免用)	条例第63条第2項(同条第1項第5号及び第6号に係る自動車の取得に限る。)及び第74条第2項(証紙徴収の方法によって徴収されるものに限る。)
自動車税(種別割)減免申請書(商品中古自動車減免用)	(略)
(略)	(略)
自動車税納税済印	条例第58条第2項、第69条第2項
譲渡担保財産に係る自動車の取得申告書	法第164条第2項
譲渡担保財産に係る自動車税(環境性能割)の納税義務免除(還付)申請書	法第164条第6項
自動車の返還による自動車税(環境性能割)の還付申請書	法第165条第2項
自動車税(種別割)の課税免除承認申請書	(略)

自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	(略)
自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	条例第74条第2項(証紙徴収の方法によって徴収されるものに限る。)
自動車税減免申請書(商品中古自動車減免用)	(略)
(略)	(略)
自動車税納税済印	条例第69条第2項
自動車税の課税免除承認申請書	(略)

自動車税の不均一課税承認申請書 (略)	(略)	(略)
------------------------	-----	-----

第4号様式の2 (第117条関係)

自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)	納付義務免除の申告に係る自動車税	(略)
-----	------------------	-----

第39号様式の2の3 (第117条関係)

自動車税納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	・自動車税	(略)
(略)	・自動車税	(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

認申請書	自動車税(種別割)の不均一課税承認申請書 (略)	(略)
------	-----------------------------	-----

第4号様式の2 (第117条関係)

自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)	納付義務免除の申告に係る自動車税(種別割)	(略)
-----	-----------------------	-----

第39号様式の2の3 (第117条関係)

自動車税(種別割)納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	・自動車税(種別割)	(略)
(略)	・自動車税(種別割)	(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

税額	(年度分)	円
----	--------	---

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

税目	自動車税 (環境性能割)	自動車税 (種別割) (年度分)	円
税額	円		円

減免税額	円
※ 差引き納付すべき額	円
承認の理由	新潟県税条例第73条第1項該当
不承認の理由	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

減免税額	円	円
※ 差引き納付すべき額	円	円
承認の理由	新潟県税条例第63条第1項第4号該当	新潟県税条例第73条第1項該当
不承認の理由		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税 (種別割) 減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

税額	(年度分)	円
----	--------	---

(略)	円
	円
新潟県条例第74条第1項該当	

(略)

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

第91号様式 (第117条関係)

(略)

備考 軽自動車税の環境性能割額に相当する現金の納付を受けた場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」として、同様式を使用する。

第95号様式 (第117条関係)

自動車税の課税免除承認申請書

(略)

(略)	<ul style="list-style-type: none"> 指定自動車教習所が専ら教習生の教習の用に供する自動車
-----	--

(略)

第96号様式 (第117条関係)

税目	自動車税(環境性能割)	自動車税(種別割)(年度分)
税額	円	円

(略)	円	円
	円	円
新潟県条例第63条第1項第1号該当		

(略)

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

第91号様式 (第117条関係)

(略)

備考 軽自動車税の環境性能割額に相当する現金の納付を受けた場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」として、同様式を使用する。

第95号様式 (第117条関係)

自動車税(種別割)の課税免除承認申請書

(略)

(略)	<ul style="list-style-type: none"> 指定自動車教習所所有の専ら教習生の教習の用に供する自動車
-----	--

(略)

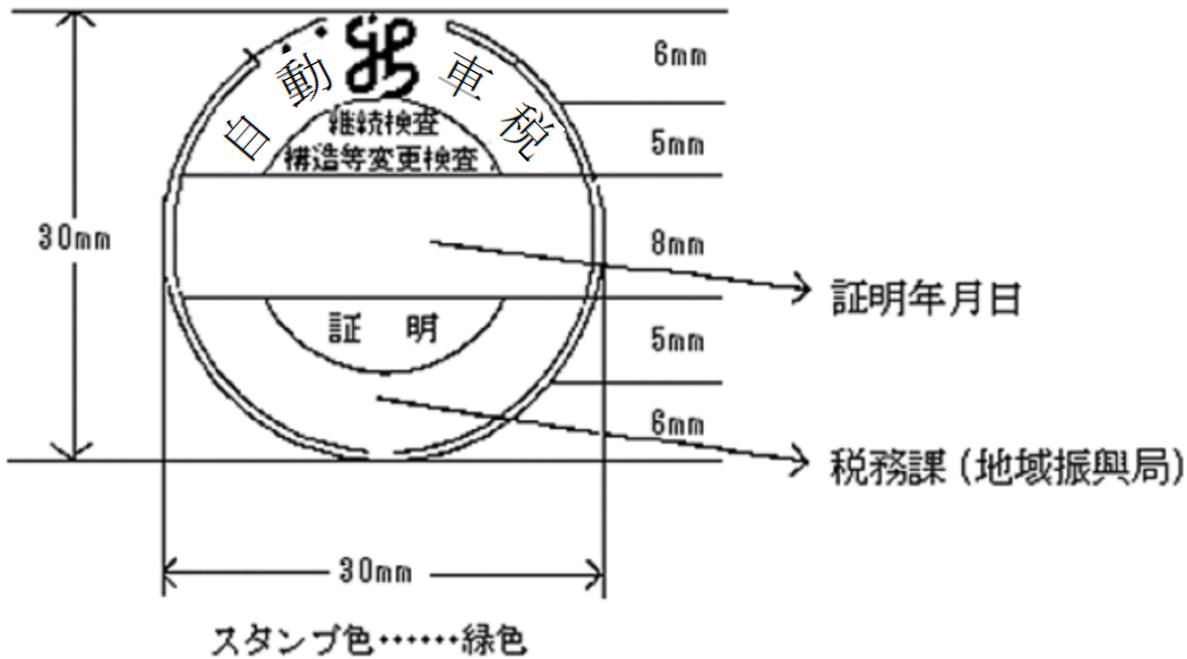
第96号様式 (第117条関係)

(略)	自動車税の不均一課税承認申請書
(略)	自動車税(種別割)の不均一課税承認申請書

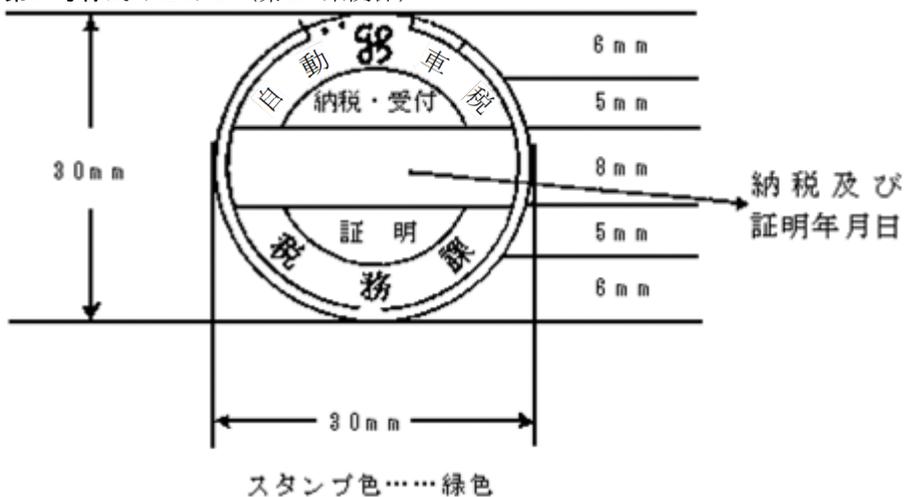
第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

別記第39号様式の2の5及び別記第39号様式の2の6を次のように改める。

第39号様式の2の5（第117条関係）



第39号様式の2の6（第117条関係）



別記第43号様式を次のように改める。

第56号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税の現年課税分賦課額報告書

(当初・決算)

区分	東 民 税		森 林 課 税 税		市 町 村 民 税		合 計	
	普通徴収 ④	特別徴収 ⑤	普通徴収 ⑧	特別徴収 ⑨	普通徴収 ⑫	特別徴収 ⑬	普通徴収 ⑮	特別徴収 ⑯
均等割額 (森林課税 税額)	円	円	円	円	円	円	円	円
譲渡所得以外 ①								
譲 渡 所 得 ②								
小計 ①+②								
譲渡所得以外 ③								
譲 渡 所 得 ④								
小計 ③+④								
計 ③+④								
退職所得の分離課税に係る 所得割額								
本年度課税額 ⑦+⑧								
⑨のうち要年度の収入となる べき額								
⑨のうち本年度の収入となる べき額 ⑩-⑨								
前年度賦課のうち本年度の 収入となるべき額								
本年度課税額 ⑩+⑫								
特定あん分率 (令和5年度以後) ⑭-⑬	0.	〔小數点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入〕	0.	〔小數点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入〕	0.	〔小數点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入〕	0.	〔小數点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入〕
特定あん分率 (令和5年度以前) ⑮-⑭	0.	〔小數点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入〕	0.	〔小數点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入〕	0.	〔小數点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入〕	0.	〔小數点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入〕
区分	納 税 義 務 者 の 種 別 所得割額 のみのも		徴収区分による納税義務者 所得割額及び 所得割額のもの		計		特別徴収	
譲渡所得以外	人	人	人	人	人	人	人	人
譲 渡 所 得								
分 離 退 職								
計								
摘要								

◎ 注
 1 譲渡所得の区分は当初のみとし、決算分については「譲渡所得以外」欄に合算額を記載すること。
 2 特定あん分率及び本年度課税区分割合は、当初分のみ記載すること。
 3 本年度課税区分割合は、円単位まで算定される桁数まで算出のこと。

新潟県県税条例第19条第1項及び第2項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日
 地域振興局長 様

作成者職氏名

市町村長

別記第63号様式を次のように改める。

第63号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (3月末日現在)

3 県民税及び森林課税環境に係る徴収金の払込額不足額の調

1	県民税、森林課税環境及び市町村民税の測定額の調	3月末日現在測定額	払込みあひ分率
現年課税区分		県民税 A	$P = A / C$ (年3月31日現在の測定あひ分率)
		森林課税環境 B	$E = A' / C'$ (年3月31日現在の測定あひ分率)
		市町村民税 C	
計			$P' = A / (A+B)$ (年3月31日現在の測定あひ分率)
2	市町村の徴収額と市町村の賦課額との差額	市町村の賦課額は、年度で県へ上った場合の3月末締め算上の賦課額	市町村の賦課額は、年度で県へ上った場合の3月末締め算上の賦課額
区	区	3月末日現在	3月末日現在の測定額
6年度以後に課税区分	6年度以後に課税区分	滞納繰越額 J	滞納繰越額を調整すべき額 $Q = L - (P \times J)$
7年度以後に課税区分	7年度以後に課税区分	滞納繰越額 K	滞納繰越額を調整すべき額 $R = M - (G \times K)$
8年度以後に課税区分	8年度以後に課税区分	滞納繰越額 L	滞納繰越額を調整すべき額 $S = N - (I \times (O+D))$
計	計		
9年度以後に課税区分	9年度以後に課税区分	滞納繰越額 P	滞納繰越額を調整すべき額 $T = (Q \times P) + J'$
10年度以後に課税区分	10年度以後に課税区分	滞納繰越額 Q	滞納繰越額を調整すべき額 $U = (R \times P) + J'$
計	計		

3	県民税及び森林課税環境に係る徴収金の払込額不足額の調 (県民税分)	区	分	精算基準額	県への払込済額	精算すべき額
現年課税区分	現年課税区分	令和6年度以後に課税すべき分	イ	$F = P \times D$	円 $R - I$	円 $R - I$
7年度以後に課税区分	7年度以後に課税区分	令和5年度以前に課税すべき分	イ'	$F' = P' \times D'$	円 $R' - I'$	円 $R' - I'$
8年度以後に課税区分	8年度以後に課税区分	令和6年度以後に課税すべき分	イ	$S = E \times D$	S - I	S - I
繰越額	繰越額	令和5年度以前に課税すべき分	イ'	$S' = E' \times D'$	S' - I'	S' - I'
計	計					
滞納繰越額	滞納繰越額	令和6年度以後に課税すべき分	イ	$T = Q \times D$	T - P	T - P
7年度以後に課税区分	7年度以後に課税区分	令和5年度以前に課税すべき分	イ'	$T' = Q' \times D'$	T' - P'	T' - P'
8年度以後に課税区分	8年度以後に課税区分	令和6年度以後に課税すべき分	イ	$U = R \times D$	U - P	U - P
繰越額	繰越額	令和5年度以前に課税すべき分	イ'	$U' = R' \times D'$	U' - P'	U' - P'
計	計					

(森林課税環境分)

区	分	精算基準額	県への払込済額	精算すべき額
現年課税区分	現年課税区分	$V = P \times E$	円 $V - Q$	円 $V - Q$
7年度以後に課税区分	7年度以後に課税区分	$V' = P' \times E'$	V - Q	V - Q
計	計			
8年度以後に課税区分	8年度以後に課税区分	$X = P \times E$	X - P	X - P
繰越額	繰越額	$X' = P' \times E'$	X - P	X - P
計	計			

2 県民税、森林課税環境及び市町村民税に係る徴収金の取納・払込済額の調 (払込金精算の基礎数値)

2	県民税、森林課税環境及び市町村民税に係る徴収金の取納・払込済額の調 (払込金精算の基礎数値)	現年課税区分	滞納繰越区分	延滞金	加算金
取納又は払込済額	取納又は払込済額	令和5年度以後に課税すべき分	令和5年度以後に課税すべき分	令和5年度以後に課税すべき分	令和5年度以後に課税すべき分
令和5年度以後に課税区分	令和5年度以後に課税区分	令和5年度以後に課税すべき分	令和5年度以後に課税すべき分	令和5年度以後に課税すべき分	令和5年度以後に課税すべき分
7年度以後に課税区分	7年度以後に課税区分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分
8年度以後に課税区分	8年度以後に課税区分	令和6年度以後に課税すべき分	令和6年度以後に課税すべき分	令和6年度以後に課税すべき分	令和6年度以後に課税すべき分
繰越額	繰越額	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分
計	計				
取納又は払込済額	取納又は払込済額	令和6年度以後に課税すべき分	令和6年度以後に課税すべき分	令和6年度以後に課税すべき分	令和6年度以後に課税すべき分
令和6年度以後に課税区分	令和6年度以後に課税区分	令和6年度以後に課税すべき分	令和6年度以後に課税すべき分	令和6年度以後に課税すべき分	令和6年度以後に課税すべき分
7年度以後に課税区分	7年度以後に課税区分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分
繰越額	繰越額	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分	令和5年度以前に課税すべき分
計	計				

新潟県県税規則第52条の規定により払込額精算計算書提出します。

年 月 日
 地域課税局長
 作成者 県民名

市町村長

別記第92号様式から別記第94号様式までを次のように改める。

第92号様式から第94号様式まで 削除

(新潟県営住宅条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
	(使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請)			(使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請)	
第36条	条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予を受けることができる場合は、駐車場使用者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合とする。	第36条 条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予を受けることができる場合は、駐車場使用者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合とする。	第36条	条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予を受けることができる場合は、駐車場使用者が自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けている場合とする。	
2・3	(略)	2・3	(略)	2・3	(略)
第44号様式	(第36条関係) 県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書	第44号様式 (第36条関係) 県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書	第44号様式	(第36条関係) 県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	添付書類 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていることを証する書類	添付書類 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていることを証する書類		添付書類 自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けていることを証する書類	

(新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則(平成16年新潟県規則第9号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
				(自動車税の環境性能割の課税免除の申請)	
第4条	条例第4条の規定により、自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、法第160条第1項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第3号様式による自動車税(環境性能割)課税免除申請書を <u>知事に提出しなければならない。</u>	第4条 条例第4条の規定により、自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、法第160条第1項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第3号様式による自動車税(環境性能割)課税免除申請書を <u>知事に提出しなければならない。</u>	第4条	条例第4条の規定により、自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、法第160条第1項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第3号様式による自動車税(環境性能割)課税免除申請書を <u>知事に提出しなければならない。</u>	
	(課税免除の決定)	(課税免除の決定)		(課税免除の決定)	
第4条	知事又は地域振興局長は、前2条の申請があった場合において、課税の免除を決定したときは、申請者に通知するものとする。	第4条 知事又は地域振興局長は、前2条の申請があった場合において、課税の免除を決定したときは、申請者に通知するものとする。	第4条	知事又は地域振興局長は、前3条の申請があった場合において、課税の免除を決定したときは、申請者に通知するものとする。	
第5条	新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の別記第3号様式を削る。	第5条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。			

附 則

(施行期日)

- この規則は、新潟県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和8年新潟県条例第8号)の施行の日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税規則別記第95号様式の改正(「(種別割)」を削る部分を除く。)並びに第2条中新潟県県税規則別記第56号様式及び別記第63号様式の改正は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県税規則別記第4号様式の2、第39号様式の2の3、第39号様式の2の5、第39号様式の2の6、第41号様式、第43号様式、第50号様式、第50号様式の2、第50号様式の3、第50号様式の3の2、第50号様式の4、第91号様式、第95号様式及び第96号様式の規定は、令和8年度以後の年度の自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の自動車税の環境性能割及び種別割については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

